

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 建築住宅課

法令名	建築士法	法令の番号	昭和25年法律第202号		
不利益処分の種類	二級建築士又は木造建築士の懲戒	根拠条項	法第10条第1項		
処分基準	<p>○ 建築士法に基づく処分基準 懲戒（第十条）</p> <p>1. 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。</p> <p>一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。</p> <p>二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。</p> <p>2. 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない）。</p> <p>3. 第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止を命じ、又は免許を取り消そうとするときは、それぞれ中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。</p> <p>5. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。</p> <p>6. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。</p> <p>○なお、処分基準の適用にあたっては、「佐賀県二級建築士及び木造建築士の処分基準」により運用する。</p>				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課 交付機関 建築住宅課	目次 NO